

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

「診療・検査医療機関（仮称）」の受診者数等の報告依頼について

「帰国者・接触者外来」の設置状況、受診者数等及び「帰国者・接触者相談センター」の設置状況、相談件数等については、「「帰国者・接触者外来」受診者数等の報告依頼について」（令和 2 年 6 月 25 日付け事務連絡）に基づき、報告を行っていただいているところですが、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和 2 年 9 月 4 日付け事務連絡）において、次のインフルエンザ流行に備えて、これまでの患者が診療するまでの流れを改め、「診療・検査医療機関（仮称）」（以下、「診療・検査医療機関」という。）の指定等、10 月中を目途に体制整備に取り組んでいただくようお願いしました。それを踏まえて、これまでの「帰国者・接触者外来」の設置状況、受診者数等の報告についても、下記のとおり変更いたします。

各都道府県におかれては、診療・検査医療機関（仮称）の指定及び相談体制を整備した医療機関の指定、受診・相談センターの設置状況については、「令和 2 年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金に係る対応について」（令和 2 年 9 月 15 日付け事務連絡）にもあるように、速やかに報告をお願いいたします。また、受診者数、相談者数等の日々の報告については、指定次第、報告方法の整備状況に応じて、ご報告いただくよう、診療・検査医療機関の指定及び相談体制を整備した医療機関に周知をお願いいたします。

なお、保健所設置市及び特別区におかれては、下記の内容についてご了知いただくとともに、都道府県の報告にご協力いただきますようお願いいたします。

また、御報告いただいた内容（今まで御報告いただいたものを含め）については、医療機関の名称を除き、今後、公表の取扱いとすることを申し添えます。

記

1. 「診療・検査医療機関」について

(1)「診療・検査医療機関」の指定状況の詳細

診療・検査医療機関については、これまでの帰国者・接触者外来等として国に報告いただいている場合であっても、改めて診療・検査医療機関として指定いただくため、改めてご報告をお願いします。

- ①報告内容 診療・検査医療機関の名称、郵便番号、住所、電話番号、担当部署又は担当者、保険医療機関番号、指定日、指定解除日、その医療機関で診療・検査対象となる患者、対応内容、1週間単位の診療・検査対応時間、自治体のホームページ等での公表の可否
「地域外来・検査センター」に関しては、運営主体、実施方式、実施内容、検査の位置づけ、1日当たりの検査対応数、実施曜日、実施時間

- ②報告時期 「診療・検査医療機関」を指定し、又は指定した際に報告した内容に変更があった際に、その都度報告。

この報告をもとに、診療・検査医療機関への「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）」のID振り出しを行うため、速やかな報告をお願いします。

- ③報告方法 報告様式1を用いて、以下、3、4に基づき報告。地域外来・検査センターについては、さらに報告様式2を用いて、報告。

(2)「診療・検査医療機関」の受診者数等

診療・検査医療機関の日々の受診者数等については、「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）」における調査で報告をお願いしますので、各都道府県、保健所設置市及び特別区におかれては、引き続き管内の医療機関（診療・検査医療機関や地域外来・検査センターも含む）に対してG-MISによる報告を促すようお願いいたします。

なお、G-MISの詳細な入力方法等については、追ってご連絡します。

- ①報告内容 1日分の「受診者数」、「検査実施状況（PCR検査実施人数、抗原定量検査実施人数、抗原定性検査実施人数）」、「PCR検査結果判明件数（外注分を除く）」

- ②報告時期 毎日（毎日の入力が難しい場合は、さかのぼっての入力や、一週間分を取りまとめた報告も可能です。）

- ③報告方法 診療・検査医療機関がG-MISを通じて報告。
なお、報告業務の効率化の観点から、都道府県医師会や群市区医師会等の関係団体等が、複数の診療・検査医療機関の報告内容を日々取りまとめて、代理入力する方法としても差し支えありません。

これまで、地域外来・検査センターについては、引き続き従来の方法で報告を求めておりましたが、同程度の状況の把握ができるようになったため、10月1日からの報告はG-MISに統一します。

2. 「受診・相談センター」及び「相談体制を整備した医療機関」について

(1) 「受診・相談センター」の設置状況

受診・相談センターの設置状況については、これまでの帰国者・接触者相談センターの体制をそのまま維持する場合は、今回改めての報告は不要です。追って、これまで帰国者・接触者相談センターについて国に報告いただいた内容を都道府県ごとにご連絡しますので、内容に変更がある場合は、修正の上、ご報告をお願いします。

①報告内容 「受診・相談センター」の設置場所(業務委託している場合は業務委託先)、24時間対応の有無、電話回線数及び専用回線の有無、対応時間

②報告時期 「受診・相談センター」を設置し、又は設置した際に報告した内容に変更があった際に、その都度報告

③報告方法 報告様式3を用いて、以下、3、4に基づき報告。

(2) 「相談体制を整備した医療機関」の指定状況

①報告内容 相談体制を整備した医療機関の名称、郵便番号、住所、電話番号、担当部署又は担当者、保険医療機関番号、指定日、指定解除日、1週間単位の相談対応時間、

(※)「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金に係る対応について」(令和2年9月15日付け事務連絡)の別紙3の指定要件に基づき指定した医療機関についてご報告ください。

②報告時期 「相談体制を整備した医療機関」を指定し、又は指定した際に報告した内容に変更があった際に、その都度報告

この報告をもとに、医療機関への「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)」のID振り出しを行うため、速やかな報告をお願いします。

③報告方法 報告様式4を用いて、以下、3、4に基づき報告。

(3) 「受診・相談センター」及び「相談体制を整備した医療機関」の相談件数等

「受診・相談センター」及び「相談体制を整備した医療機関」の日々の相談件数については、G-MISにおける調査で報告をお願いしますので、各都道府県、保健所設置市及び特別区におかれては、相談体制を整備した医療機関に対してG-MISによる報告を促すようお願いいたします。

なお、「受診・相談センター」の G-MIS の詳細な入力方法等については、これまでどおりの方法で引き続きご対応いただくこととしますが、「相談体制を整備した医療機関」の G-MIS への詳細な入力方法等については、追ってご連絡します。

①報告内容 1 日分の「受診・相談センター」及び「相談体制を整備した医療機関」の相談件数

※ 「受診・相談センター」の相談対応件数は、一般的な相談等の対応件数を含めた「受診・相談センター」に相談等のあった全ての相談対応件数と、そのうち一般的な相談等の対応件数を除いた何らかの身体的症状を有する者及びその家族又は新型コロナウイルス感染者との接触が疑われる者等からの相談といった相談対応件数の両方を計上すること。

【一般的な相談等の事例】

- ・ 新型コロナウイルス感染症にはどうやって感染しますか。
- ・ 感染を予防するために注意することはありますか。また、どのように対応すればよいですか。
- ・ 身体的症状はなく不安なため検査をしてもらいたいので、検査可能な医療機関を紹介してもらいたい。

②報告時期 毎日（毎日の入力に難しい場合は、さかのぼっての入力や、一週間分を取りまとめた報告も可能です。）

③報告方法 「受診・相談センター」及び「相談体制を整備した医療機関」が G-MIS を通じて報告。

なお、報告業務の効率化の観点から、都道府県医師会や群市区医師会等の関係団体等が、複数の「相談体制を整備した医療機関」の報告内容を日々取りまとめた、代理入力する方法としても差し支えありません。

3. 留意事項

○ 都道府県内の保健所を設置する市及び特別区の実績等もまとめて報告すること。

○ 報告時のメールの標題は以下のとおりとすること。（北海道の例）

- 1（1）「【01 北海道〇月〇日】診療・検査医療機関指定状況」
- 2（1）「【01 北海道〇月〇日】センター指定状況」
- 2（2）「【01 北海道〇月〇日】相談医療機関指定状況」

○ 各都道府県等においては、PCR 検査及び抗原検査の検査実施数及び陽性者数を各自治体のホームページを用いて公表すること。

4. 提出先

「厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 医療体制班」 宛
メールアドレス corona-iryou@mhlw.go.jp

以上